

## 大分県技能人材育成表彰候補者選考基準

### 1 目的

大分県技能人材育成表彰要綱（令和元年8月13日伺定。以下「要綱」という。）第2条及び第3条に定めるものについて、次の基準により選考するものとする。

### 2 選考基準

（1）技能の向上のために技能者の能力開発に積極的に取り組んでいること。特に、次の各号に該当する取組の有無について、別紙採点表に基づき評価する。

ア 経営者又は団体として、人材育成についての方針や目標を定めて、社員又は構成員に公表し、人材の育成に取り組んでいるか。

イ 社員又は構成員の技能を向上させるために、指導者を付けて、個々の能力に合わせたきめ細やかな指導を行い、育成しているか。

ウ 社員の技能や能力に応じた業務内容及び段階的な達成目標を設定し、適切に給与に反映している又は構成員にそのように奨励しているか。

エ 社内又は団体内に教育マニュアル・研修プログラムを持っているか。

オ その他、技能者の能力開発に関する取組を行っているか。

（2）地域や業界における技能継承や技能検定の推進に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること。特に、次の各号に該当する取組について、別紙採点表に基づき評価する。

ア 従業員に対して技能検定等技能に関連する資格試験等の受験を推奨しているか。

イ 資格試験受験のための準備講習会を独自に実施している、又は外部の準備講習会を受講させているか。

ウ 技能検定受検料や能力向上のための講習受講等に対する受講料補助制度があるか。

エ 人材育成のため業界団体や認定訓練校、技能検定委員等に社員を派遣しているか。

オ その他、技能継承や技能検定の推進に関する取組を行っているか。

（3）技能者の処遇・地位向上に積極的に取り組んでいること。特に、次の各号に該当する取組について、別紙採点表に基づき評価する。

ア 企業においては、高度な技能を有する社員に対し定年退職後の再雇用制度等を設け、技能継承・人材育成に活用しているか。団体においては、構成員に対して高度な技能を持つ技能者に対する処遇・地位向上の制度を設けることを積極的に推進しているか。

イ 社内又は団体内で「優秀な技能者」を処遇するための表彰等の制度を設けているか。

ウ 有用な資格取得者に対し報奨金を出す制度があるか。

エ 技能士を管理職又は団体役員に登用しているか。

オ その他、技能者の処遇・地位向上に関する取組を行っているか。

（4）その他人材育成について独自の取組を行っていること。特に、次の各号に該当する取組について、別紙採点表に基づき評価する。

ア 業界内の技能競技大会や技能五輪等（以下、「大会等」という。）へ積極的に選手を輩出しているか。

イ 大会等へ参加するために、社員又は構成員に対して支援しているか。

ウ 大会等へ積極的に委員の派遣等の協力を行っているか。

エ 地域の行事やボランティア活動等に技能を活用した協力を行っているか。

オ その他、人材育成等について独自の取組を行っているか。

### 3 採点方法

取組の具体内容については、次の採点基準に基づいて3段階評価を行う。

- (1) 大変優れており、他の模範となる … 15点
- (2) 優れている … 10点
- (3) おおむね標準的である … 5点

### 4 選考委員会

大分県技能人材育成表彰要綱第5条にいう、専門の知識または経験を有する者とは、次の者とする。

- (1) 大分県商工観光労働部長または審議監
- (2) 大分県職業能力開発協会長及び副会長
- (3) (一社)大分県技能士会連合会会長
- (4) (一社)大分県工業連合会会長
- (5) 大分県産業科学技術センター長

#### 附 則

この基準は、令和元年8月13日から適用する。